

## 東北大学機関リポジトリ運用指針

平成18年12月21日

附属図書館商議会制定

### (趣旨)

- 1.東北大学機関リポジトリは、東北大学（以下「本学」という。）の構成員が作成した学術情報コンテンツ及び本学が所蔵する学術情報コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を収集・整理・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、学術の発展に貢献するものである。
- 2.教育機関としての社会的責任に鑑み、本学機関リポジトリは特に教育成果に関わるコンテンツの収集を全学的に行うものとする。
- 3.本指針は、本学機関リポジトリを円滑に管理・運用していくために定めるものとする。

### (管理及び運用)

- 4.本学機関リポジトリの管理及び運用は、附属図書館が行う。

### (提供者)

- 5.本学機関リポジトリにコンテンツを提供できる者（以下「提供者」という。）は以下のとおりとする。
  - (1)本学の教員・職員（常勤・非常勤を問わない）
  - (2)本学大学院に在籍する者
  - (3)提供対象コンテンツを生成した時点で、本学に在籍していた者
  - (4)本学から学位を授与された者
  - (5)その他、趣旨に合致すると認められる者

### (提供対象コンテンツ)

- 6.前項で定めた提供者による以下のコンテンツを対象とする。
  - (1)学術論文
  - (2)博士学位論文
  - (3)博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
  - (4)修士論文あるいは修士論文要旨（指導教員等の同意を得たもの）
  - (5)シラバス
  - (6)授業等で使用した教材（提示・配布資料、動画等含む）
  - (7)紀要類
  - (8)学術的会議等での発表資料

(9)本学所蔵の学術情報資料・特許等

(10)その他、趣旨に合致するもの

(無償提供)

7. 提供者からのコンテンツの提供は無償とする。

(公開)

8. 附属図書館は、提供されたコンテンツをサーバ上に電子的に蓄積し、ネットワークを通じて公開する。機関リポジトリの趣旨から、コンテンツの全体を制限無しに公開することを原則とするが、提供者から申し出があった場合は、学内・学外などの「公開の範囲」、半年後、一年後などの「公開の時期」について指定できるものとする。ただし、メタデータ（目録情報）については登録時からすべて公開とする。

(許諾)

9. 提供するコンテンツについては、その公開について提供者の許諾を要する。提供者がシステム経由で登録する場合、許諾の範囲は以下のとおりである。

(1)コンテンツ本体の画面での閲覧

(2)コンテンツ本体のプリントアウト

(3)コンテンツ本体のダウンロード及び保存

(4)コンテンツの参照及び引用

附属図書館による登録の場合は、上記について提供者から書面等による許諾を受けるものとする。

(共著者等がいる場合の許諾)

10. 提供しようとするコンテンツに共著者（あるいは製作に深くかかわり著作権を有するもの）がいる場合は、あらかじめ提供者がこれらの許諾を得るものとする。

(提供されたコンテンツの取扱)

11. 附属図書館は、提供されたコンテンツを適切な状態で保存する。保存年限については、機関リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

12. 提供されたコンテンツの著作権等は附属図書館には委譲されず、附属図書館は、提供者の許諾に基づき公開のみを行う。

(改変及び削除)

13. 登録済みのコンテンツに対し、提供者から改変の申し出があった場合は、別バージョンのコンテンツとして更新する。コンテンツ自体の非公開・削除について提供者から

申し出があった場合は、これを認める。

14. コンテンツに付随するメタデータの改変及び削除については、提供者からの申し出により附属図書館がこれを行う。なお、明らかな記述ミス等については、附属図書館の判断で修正できるものとする。
15. 提供されたコンテンツが、法令上、または社会通念上問題があり、教育研究活動の遂行を阻害する、と商議会で判断された場合は、附属図書館がこれを削除できる。なお、商議会は、本項の適用にあたっては、憲法の保障する学問の自由を侵害することのないように、十分に留意しなければならない。

(免責事項)

16. 附属図書館は、コンテンツの公開にあたり、利用者に対し利用条件について注意を喚起する。その上で、コンテンツの公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

17. この指針に記載されていない管理及び運用事項については、必要に応じて、提供者及び附属図書館が別途協議するものとする。